

高齢者の暮らしを考える

最近では高齢者を狙った消費者犯罪や認知症による財産管理の悩みを耳にすることが増えました。高齢者が安心して地域で過ごせるよう、地域包括支援センターには様々な問題や悩みの相談に対応する主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門家がいます。

今回は高齢者の権利を守る権利擁護の側面から、問題の解決に取り組んでいる社会福祉士の皆さんに話を聞きました。

インタビュー

「高齢者の権利を守る」社会福祉士の役割と制度の紹介」

地域包括支援センターにおける
社会福祉士の役割を教えてください。



第一地域
包括支援センター
殿本 由華さん

高齢者を取り巻く問題は介護や医療だけではなく様々です。本人や家族、地域の方の困りごとについて相談を受け、他の機関などと連携協力し、解決を目指しています。



第三地域
包括支援センター
田中 麻由さん

生活の中で困っていることがある高齢者を適切な制度・機関へつなげることが役割です。「こんなことを聞いてもいいのかな」と思うことでも、まずは話していただけたらと思います。また色々な制度や介護サービスを地域の方に知ってもらうことも仕事の一つです。高齢者はもちろん、そのことでも世代である40〜50代の方への啓発も大きな課題です。



第四地域
包括支援センター
奥田 久美さん

権利擁護の相談では、悪質な訪問販売などの消費者トラブルや多重債務、虐待などの問題があります。特に最近では、暴力暴言の虐待だけでなく、年金や財産を搾取され生活費が無いというような、目には見えにくい虐待も増えています。このような虐待の背景には、今までの家族関係や社会的な背景が深く関わっていることがあります。そのため、ただ単に生活費確保のための支援だけではなく、根本的な問題解決に進むよう支援を行っています。

権利擁護・成年後見制度について
教えてください。



第二地域
包括支援センター
鈴木 悠介さん

高齢者の中には病気やケガで寝込んでしまった場合の財産の管理などに不安を持っている方が多くいます。そんな方のために権利を保護し、サポートを行うのが権利擁護です。講座や研修会などを聞き、地域の方に消費者被害や虐待などの注意喚起を行っています。



第五地域
包括支援センター
堀尾 真秀さん

成年後見制度を利用することで財産管理ができます。認知症などによって判断能力が十分ではない方に代わって財産を管理する後見人を家庭裁判所が決める制度です。成年後見制度には、法定後見と任意後見の二種類があります。法定後見は、すでに本人の判断能力が十分でない場合に利用される制度です。一方、任意後見は本人の判断能力がしっかりしている間に、将来に備えて、自分で後見人となってくれる候補者を選ぶことができる制度です。任意後見契約をすることで、もしもの場合には自分をサポートしてくれるという安心感を持つことが出来ます。



第五地域
包括支援センター
中村 友彦さん

このような制度は、難しいという声も聞くことがあり、地域の方々に理解を深めてもらえるよう出前講座を行っています。特に成年後見制度の知識・情報は後見人として選ばれる可能性のある若い世代にも知ってもらえるように啓発活動に取り組んでいきたいと考えています。